

おおさ学園PTA規約（案）

第1章 名称および事務局

第1条 この会は、おおさ学園PTA（刑部小学校愛童会、大佐中学校PTA）といい、事務局をおおさ学園（刑部小学校、大佐中学校）内におく。

第2章 目的および事業

第2条 この会は、おおさ学園の教育の進展と児童生徒の福祉増進につとめ、会員の研修と親睦を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 児童生徒の学習奨励と健康保持増進に関すること。
- 2 教育的環境の整備改善に関すること。
- 3 児童生徒の生活指導に関すること。
- 4 会員の研修と親睦に関すること。
- 5 その他この会の目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

第4条 この会は、おおさ学園の児童生徒の保護者と教職員ならびにこの会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第5条 この会は、学年および地区単位に支会をおく。支会の細則は別に定める。

第4章 役 員

第6条 この会に次の役員をおく。

会 長 1名
副 会 長 10名
（8名は保護者（内3名は専門部長を兼ねる）・2名は校長）
会 計 監 査 2名 事 務 局（書記・会計） 2名（教頭）
学年支会長 9名

第7条 役員選出・決定 役員は次の方法で選出する。

- 1 役員候補者は、小学1年生から中学3年生までの各学年から、1名を選出する。
- 2 次年度の役員（役員候補者）を招集して会議を開き、会長、副会長（内3名は専門部長を兼ねる）を選出し、総会において承認決定を求める。
- 3 会計監査は、小学5年生と中学2年生から各1名ずつ選出し、総会において承認決定を求める。
- 4 事務局（書記・会計）は会長が委託任命し、総会において報告する

第8条 役員の任期は1年とし、再任することができる。ただし補欠就任したものの任期は前任者の残任期間とする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故の場合はその職務を代行する。
- 3 学年支会長、並びに会計監査は、会務について審議決定し、また、その企画遂行に当たる。
- 4 会計監査は会計の監査に当たる。
- 5 事務局（書記・会計）は、庶務および会計を処理する。

第5章 機 関

第10条 この会には次の機関をおき、会長が招集する。
総会、本部役員会とする。

第11条 総会は毎年定期に1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

第12条 総会では次のことを行う。
1 予算決算の議決および承認。
2 事業計画および会費の決定。
3 会長・副会長・会計監査の承認。
4 規約の改廃。
5 その他必要と認めた事項。

第13条 本部役員会は、会長、副会長、事務局をもって構成し、次のことを行う。

- 1 本会の企画運営に関すること。
- 2 決算および予算編成・事業計画に関すること。
- 3 緊急事項の決議と処理。
- 4 細則の改廃。
- 5 総会に関すること。

第14条 本会の活動推進のために専門部会を組織する。その細則は別に定める。

第15条 総会、役員会の決議は、出席者の過半数の同意によって成立する。

第6章 会 計

第16条 この会の経費は、会費・事業収入および寄付金をもって当てる。

第17条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則 この会則は令和8年1月26日より施行する。

おおさ学園 PTA 申し合わせ事項 (R7.10.30)

1 次年度の役員等選出について

(1) 会長・副会長(内3名は専門部長を兼ねる)の選出

- ① こども園年長(新小学1年生)から中学2年生までの各学年から、それぞれ1名の役員候補者を選出する。
- ② 役員候補者を招集し、会長、副会長(内3名は専門部長を兼ねる)を選出する。
・初めておおさ学園 PTA(刑部小学校愛童会及び大佐中学校PTA)に入会する会員からは、会長及び専門部長を選出しないよう配慮する。
- ③ 令和8年度の育成部長は小学校籍、事業部長は中学校籍の会員からそれぞれ選出する。

(2) 会計監査の選出

- ① 小学4年生及び中学1年生から、1名ずつの会計監査を選出する。

(3) 専門部員の選出

- ① こども園年長(新小学1年生)から中学2年生までの各学年から、それぞれ1名の専門部員を選出する。

2 PTA活動について

- (1) 令和8年度から、運動会及びPTA教育講演会は合同で行う。

3 会計方式について

(1) 令和8年度の会計方式は次のとおりとする。

- ① 小学校及び中学校を別会計とし、当該年度の予算編成、予算執行、決算処理を行う。
- ② 令和8年度は、会費を据え置きとする。
- ③ 小学校及び中学校合同で実施する行事における費用については、基本、その請求額の50%ずつを小学校及び中学校の会計から支出する。なお、行事の内容性質等から支出の割合を変動する必要がある場合については、小学校及び中学校事務局に一任することとする。
- ④ 小学校及び中学校で実施する資源ゴミ回収、暦販売(小学校のみ)等の事業収入については、それぞれ別会計で組み入れる。

(2) 令和9年度から会計を統合する(予定)。

4 新見市 PTA 連合会(略称;市 P 連)について

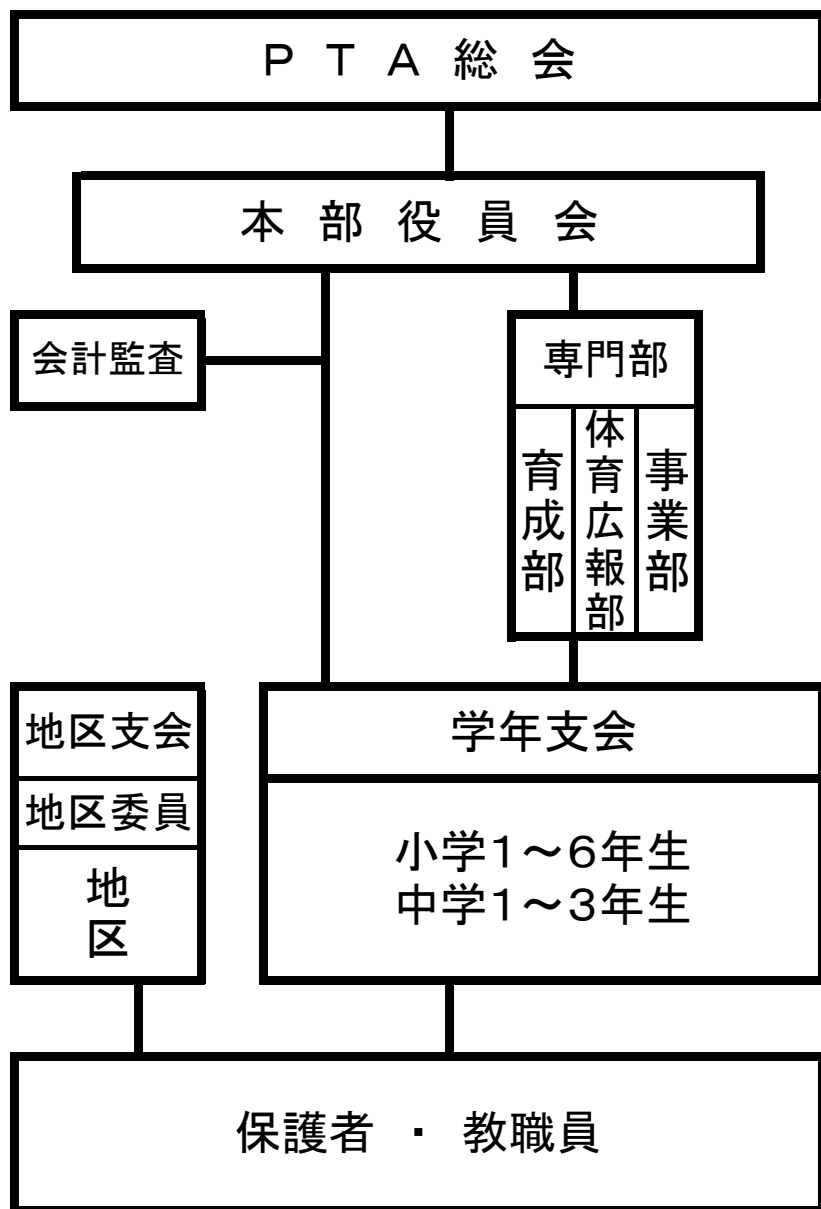
- (1) 令和8年度の市 P 連について次のとおりとする。
- (2) 市 P 連の会長は、大佐中学校の副会長から選出する。
- (3) 事務局を大佐中学校におく。

5 その他

- (1) 臨時総会を簡略化するために、書面決議・オンライン決議等を用いることもある。
- (2) 令和8年度の地区委員は、小学校籍、中学校籍からそれぞれ選出する。
(暦販売・資源ゴミ回収等を、小中がそれぞれ行うため。)

おおさ学園PTA 資料

おおさ学園PTA組織図



おおさ学園PTA 本部役員会(13名)	
会長	1名
副会長	10名 (内 2名は校長)
専門部長	3名 (副会長兼任)
事務局(会計)	2名 (教頭)

おおさ学園 支会 細則(案)

第1条 この細則は、本会規約（会則）第3章第5条による、学年支会および地区支会について規定する。

第1章 学年支会

第2条 学年支会は、各学年単位で組織する。

第3条 学年支会は、学年内に共通する事項や案件について調査研究・検討し、協力してその運営推進を図ることとし、次のことを行う。

- 1 児童生徒の学習や健康保持に関すること。
- 2 児童生徒の生活指導に関すること。
- 3 学年の行事に関すること。
- 4 学年の会計に関すること。（学年会計の監査）
- 5 その他必要なこと。

第4条 各学年支会には、次の支会役員を学年支会総会において選出し、支会の運営円滑化にあたる。任期は1年とする。

- 1 支会長 1名
- 2 副支会長 若干名

第5条 支会長は当該学年支会及び学年運営のため、必要に応じて、若干名の役員（委員）を委託することができる。

第2章 地区支会

第6条 地区支会は次のとおりとする。

地 区 支 会 名	小 地 区 名（小 字）
刑部北部支会	定藤、実清、徳定、夏日、落合、久清 篠原、上千谷、下千谷、千谷団地、寺地、三谷、西、上町、本町 下町、神宮寺 大日高原
刑部東部支会	東町、永富上組、永富下組、横見、平、天神団地、是森、郷尾、 後山団地、永福団地、天神団地、助近、上中曽、下中曽
刑部西部支会	南町、大正町、金藤、小南、奥谷、山影、安藤、スス原
田治部支会	馬場小原、京明、漆原、仲屋、早瀬、国司、田平、今石、光吉 大石団地、新田、戸谷、光吉団地（目木、尾原、平吹、東山）
布瀬支会	河内、新殿、松坂、末永、宗貞、下布瀬、やな草、勘定、川筋 （畑、留倉、神場、湯井）

第7条 地区支会は、地区の共通な教育問題について調査研究し、協力してその運営推進を図るため、次のことがらについて活動する。

- 1 地区の教育環境に関すること。
- 2 地区の生活指導に関すること。
- 3 地区の教育懇談に関すること。
- 4 その他必要なことがら。

第8条 地区委員は各地区（小地区）ごとに若干名を選出する。任期はそれぞれ1年とする。

- 1 地区委員の協力と協議によって小地区及び地区支会の運営に努める。

附則 この細則は、令和8年1月26日より施行する。

おおさ学園 専門部会 細則(案)

第1条 この細則は、本会規約（会則）第5章第17条による、専門部会について規定する。

第2条 専門部会に次の部を置く。なお、部の改廃は本部役員会の総数3分の2以上の議決により行うことができる。

- 1 事業部
- 2 体育広報部
- 3 育成部

第3条 専門部員は、小学1年生から中学3年生までの各学年から、1名を選出する。

第4条 本部役員会の役員及び各学年から選出された専門部員は、運営円滑化のために、会長指名により各部に所属する。

第5条 各部会は、次の部会役員を置き、運営任務にあたる。ただし、部長は、副会長が兼ね、副部長は年度当初の会議において選出する。任期は1年とする。

- 1 部長 1名
- 2 副部長 若干名

第6条 各部は、次の事業を行う。

- 1 事業部
 - (1) 学校環境の整備に関すること。
 - (2) 本会の運営経費を得るための諸事業に関すること。
 - (3) その他関連団体活動（PTA指導者研修会等）に関すること。
- 2 体育広報部
 - (1) 運動会に関すること。
 - (2) 体育事業（活動）に関すること。
 - (3) 本会の会報発行及び広報活動に関すること。
 - (4) その他関連団体活動（研修会等）に関すること。
- 3 育成部
 - (1) 学校保健委員会に関すること。
 - (2) 講演会や視察等の文化事業（活動）に関すること。
 - (3) 児童生徒の学園外での交通安全、生活指導に関すること。
 - (4) 夏季休業中のプール開放に関すること。
 - (5) その他関連団体活動（PTA指導者人権研修会等）に関すること。

附則 この細則は、令和8年1月26日より施行する。

おおさ学園 学校保健委員会規約（案）

- 第1条 本会はおおさ学園学校保健委員会と称する。
- 第2条 本会は本学園児童生徒が、学校や家庭において健康な生活が営まれるように、保健上の問題点を研究協議し、その実践を推進して健康の保持増進を図り、心身ともに健康な生活を送ることを目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学校保健年間計画
 2. 学校保健に関する重要事項の検討
 3. 学校環境の整備
 4. 児童生徒の保健管理
 5. 健康教育の企画と実施
 6. 家庭における生徒の健康生活指導
 7. その他
- 第4条 本会は次の委員を持って構成する。
- 〈保護者〉PTA 会長、育成部、各学年副支会長（内 1 名）
- 〈専門職員〉学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- 〈学校職員〉学校長、教頭、保健主事、育成部職員、養護（助）教諭
- 〈協力機関〉新見市学校給食センター、市役所福祉部
- 第5条 本会は次の役員をおく。
1. 委員長 1 名 （校長：小中輪番）
 2. 副委員長 3 名 （学校医（小中）・PTA 会長）
 3. 事務書記 4 名 （教頭（小中）・養護教諭（小中））
- 第6条 委員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。
- 第7条 本会は年 1 回の定期委員会を開く。但し必要に応じ臨時委員会を開くことができる。
- 第8条 本会は委員長が招集する。
- 第9条 規約の変更は本会で行う。
- 附 則 この規約は、令和 8 年 1 月 26 日から施行する。

おおさ学園 刑部小学校プール運営委員会 細則（案）

第1条 この会は、刑部小学校プール運営委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

第2条 委員会は、夏季休業中のプール開放の運営とその管理にあたることを目的とする。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の任務を行う。

- 1 プールの施設管理に関すること
- 2 プールの保健衛生管理に関すること
- 3 プールの使用計画に関すること
- 4 プール使用規則の制定と改定に関すること
- 5 その他必要なこと

第4条 本委員会は、次のものをもって構成する。

（PTA）会長 育成部長 育成部員（小）
（小学校）校長 教頭 体育主任 養護教諭

第5条 本委員会は次の役員を置く。

委員長1名（育成部長）
副委員長2名（会長、校長）
委員8名（副会長、教頭、体育主任、養護教諭）

第6条 委員会の経費は、市費、PTA会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第7条 プール使用規則、使用細則等は別に定める。

附則 この会則は、令和8年1月26日より施行する。

おおさ学園PTA 慶弔規程（案）

第1条 PTA会員などの慶弔慰金ならびに餞別などについては、すべてこの規程に定めるところによる。

第2条 児童生徒が死亡したときは、本会の代表等が会葬し、
金 10,000円と生花一基を供える。

第3条 児童生徒の保護者が死亡したときは、本会の代表等が会葬し、
金10,000円と生花一基を供える。

第4条 教職員が死亡したときは、本会の代表等が会葬し、
金 10,000円と生花一基を供える。

第5条 教職員（会員）が転退職したときは、金5,000円の餞別
と花束を贈る。

第6条 上記のほか、天災その他不慮の災害など、特に必要のある場合は、
本部役員会（会長・副会長・事務局）が協議して決める。

第7条 慶弔については、一切返礼をしないものとする。

附則 この規程は、令和8年1月26日から適用する。

おおさ学園 PTA旅費規定(案)

第1条 この規定は、PTA会員に対して、PTA活動、及び児童生徒の研究発表等の引率に係のある旅行用務について支給する。

第2条 支給額の算出は、以下の規定による。

旅費は、次のように定める。

新見市・真庭市内 1,000円(大佐地区内は支給しない。)

高梁市内 2,000円

新見市・高梁市より遠い県下各地区 4,000円

ただし、新見市PTA連合会から旅費が支給される場合は支給しない。

第3条 上記以外の旅費の支給額については、本部役員会(会長・副会長・事務局)が協議して決める。

附則 この規定は、令和8年1月26日より実施する。